

○下関市企業立地促進条例

平成17年2月13日

条例第208号

改正 平成17年9月27日条例第376号

平成19年3月29日条例第14号

平成21年6月25日条例第37号

平成22年3月26日条例第14号

平成25年3月1日条例第16号

平成27年3月30日条例第11号

平成28年3月24日条例第23号

平成29年6月30日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進し、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設（倉庫等及び倉庫等関連施設並びに事務所を含む。）をいう。
- (2) 事業者 本市において事業所の新設、増設、更新又は移転（以下「設置」という。）を行う者（次号に規定する企業グループを含む。）をいう。
- (3) 企業グループ 他の会社の資本の額又は出資の総額の2分の1以上を所有している会社（以下「親会社」という。）及び当該他の会社（以下「子会社」という。）が一体として活動している企業集団をいう。この場合において、子会社には、親会社及び子会社の双方により、又は子会社単独により資本の額又は出資の総額の2分の1以上を所有されている会社を含むものとする。
- (4) 投下固定資産 事業所の設置に要する土地、家屋及び償却資産で、当該

事業所の操業又は営業（一部操業又は一部営業を含む。以下「操業等」という。）の開始に係るものをいう。ただし、土地にあっては、操業等を開始する日前3年以内に取得又は賃借しているものに限る。

(5) 基準年度 事業所が操業等を開始した日（市長が必要であると認めて別に定めたときは、その定めた日。以下「操業開始日」という。）後、投下固定資産に固定資産税が課される最初の年度をいう。

（指定）

第3条 市長は、事業者で、事業の内容が本市の産業の振興に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもののうち、第1条の目的を達成するため適当と認められる者を指定する。

2 市長は、前項の指定をするときは、公害防止に関する協定の締結その他必要な条件を付することができる。

（奨励措置）

第4条 市長は、前条の規定により指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、奨励措置として次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第1号及び第2号の奨励金を重複して交付することはできない。

(1) 事業所設置奨励金

(2) 回線通信料等奨励金

(3) 雇用奨励金

（奨励金の額）

第5条 事業所設置奨励金の額は、指定事業者が設置した事業所の次の各号に掲げる投下固定資産について課される基準年度から3年度間における各年度の固定資産税額に相当する額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、投下固定資産に下関市企業立地の促進のための固定資産税の特例に関する条例（平成21年条例第37号）の規定による固定資産税の課税免除を受けることができる家屋、償却資産及び土地を含む場合の事業所設置奨励金の額は、当該家屋、償却資産及び土地ごとに算出し

た額から、同条例の規定により課税免除されるそれぞれの固定資産税額（課税免除の申請を行わないとき、又は課税免除の期間経過後においては、その年度において同条例の適用があったものとして算出した当該家屋等に係る固定資産税課税免除相当額）を控除した額とする。

(1) 家屋にあっては、当該事業所の建物 100分の100

(2) 償却資産にあっては、当該事業所の設置において設備された地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産に該当する固定資産 100分の100

(3) 土地にあっては、当該事業所の敷地 当該事業所の第1号に規定する家屋の1階の床面積を100分の60で除して得た面積を当該事業所の敷地面積で除して得た割合

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した各年度における事業所設置奨励金の額が1億円を超えるときは、1億円とする。

3 回線通信料等奨励金の額は、操業開始日から3年間における次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、操業開始日から1年間における回線通信料等奨励金の額が2,000万円を超えるときは2,000万円とし、翌年以降も同様とする。

(1) 指定事業者が自らの事業の用に供するために使用する各月ごとの回線通信料の2分の1に相当する額

(2) 指定事業者が賃貸借した事業所の各月ごとの賃貸借料（敷金、共益費その他の経費は除く。）の2分の1に相当する額

4 雇用奨励金の額は、指定事業者が、新たに雇用する従業員のうち、規則で定めるところにより雇用する者（以下「新規雇用者」という。）1人につき、65万円以内の額とする。ただし、雇用奨励金の対象となる新規雇用者数は、前条第1号に規定する奨励金の交付を受ける指定事業者にあつては100人を、同条第2号に規定する奨励金の交付を受ける指定事業者にあつては300人を限度とする。

（指定の申請）

第6条 第3条第1項の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより指定の申請をしなければならない。

(変更の届出等)

第7条 前条の規定による指定の申請をした事業者(指定事業者を含む。次項において同じ。)は、当該申請の内容を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは、当該事業者に対し、必要な措置を求め、当該事業者が指定事業者である場合にあっては、当該指定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(奨励措置の時期)

第8条 奨励金は、次の各号に掲げる奨励金に応じ、当該各号に掲げる時期以後に交付するものとする。

(1) 事業所設置奨励金 基準年度の翌年度

(2) 回線通信料等奨励金及び雇用奨励金 操業開始日から1年を経過した日

(指定の承継)

第9条 市長は、第4条の規定による奨励措置を行うべき期間中において、合併、譲渡、相続その他の事由により、指定事業者の行う事業所の設置に係る事業の承継がなされた場合においては、当該事業の承継者に対して引き続き奨励措置を行うことができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項に規定する指定の要件を欠くこととなったとき。

(2) 第3条第2項の規定により付された条件又は第7条第2項の規定により追加若しくは変更された条件に違反したとき。

(3) 当該指定に係る事業所の建設工事若しくは操業等を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により、奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。

(5) その他市長が、取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対し、奨励措置を行わず、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告、調査)

第11条 市長は、指定事業者に対し、当該指定に係る事業所の設置その他について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期間)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例は、平成31年3月31日までに指定を受けた事業者については、同年4月1日以後においても、なおその効力を有する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に、下関市企業立地促進条例（昭和55年下関市条例第6号）、菊川町工場設置奨励条例（平成5年下関市条例第9号）又は豊浦町工場設置奨励条例（平成14年豊浦町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月27日条例第376号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の下関市企業立地促進条

例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後
の下関市企業立地促進条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 25 日条例第 37 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日条例第 16 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項及び
第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の下関市企業立地促進条例
（以下「旧条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定されている事業
者（旧条例第 6 条の規定による指定の申請をした事業者で、この条例の施行
の際に旧条例第 3 条第 1 項の指定を受けていないものを含む。）に係る奨励
金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後になされた下関
市企業立地促進条例第 6 条の規定による指定の申請（以下「指定の申請」と
いう。）から適用し、同日前になされた指定の申請については、なお従前の
例による。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 30 日条例第 41 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の下関市企業立地促進条例（以下「新条例」という。）
第 5 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 6 条の規定による指定の申請をした事業者について適用し、同日前に指定の申請をした事業者については、なお従前の例による。